



全ト協発第 297 号 (輸)
令和 4 年 9 月 1 4 日

都道府県トラック協会
海上コンテナ部会 部会長 様

(公社) 全日本トラック協会
海上コンテナ部会
部会長 藤木 幸



標準的な運賃に係る海上コンテナ輸送の割増率について

平素は、当部会の事業運営等に関し、種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、国土交通省から、令和 2 年 4 月に告示された「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」に関し、海上コンテナ輸送における運賃は、「標準的な運賃」における「トレーラ (20 t クラス)」の「4 割増」となることが別添のとおり示されました。

つきましては、本内容について、部会員事業者に対し周知していただくとともに、荷主等との運賃交渉に活用していただきますようお願い申し上げます。

なお、有料道路利用料、燃料サーチャージについては、既に告示において運賃とは別に収受することになっていることを申し添えさせていただきます。

【添付資料】

- 「海上コンテナ輸送の割増率について」
(令和 4 年 9 月 7 日 国自貨第 6 7 号の 2)
- 「海上コンテナ輸送の割増率について」
(令和 4 年 9 月 7 日 国自貨第 6 7 号)

<本件問合せ先>

TEL : 03-3354-1038
全日本トラック協会 輸送事業部

以 上

国自貨第 67 号の 2
令和 4 年 9 月 7 日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

自動車局貨物課長



海上コンテナ輸送の割増率について

今般、海上コンテナ輸送事業者を対象とした実態調査結果から、下記の事項が確認されたので、了知されたい。

記

海上コンテナ輸送における運賃は、「標準的な運賃」における「トレーラー（20tクラス）」の「4割増」となること。

国自貨第 67 号
令和 4 年 9 月 7 日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
沖縄総合事務局運輸部長 } 殿

自動車局貨物課長
(公印省略)

海上コンテナ輸送の割増率について

今般、海上コンテナ輸送事業者を対象とした実態調査結果から、下記の事項が確認されたので、了知されたい。

なお、本通知は別添により公益社団法人全日本トラック協会へ周知していることを申し添える。

記

海上コンテナ輸送における運賃は、「標準的な運賃」における「トレーラー（20 t クラス）」の「4割増」となること。